

第18-051号  
2018年9月21日

## 2018年度下期ご搭乗分の 国内線運賃適用条件の一部変更について

ANAは、2018年度下期ご搭乗分の国内線運賃について、適用条件の一部変更を行います。  
概要は、以下のとおりです。

### 「プレミアム身体障がい者割引運賃」および「身体障がい者割引運賃」の適用条件変更

- (1)適用開始日：2019年1月16日(水)以降の予約受付および購入分(予定)
- (2)対象期間：2019年1月16日(水)以降の搭乗分(予定)
- (3)変更内容：

#### ①運賃名称の変更

**現在****変更後**

「プレミアム身体障がい者割引運賃」 → 「プレミアム障がい者割引運賃」

「身体障がい者割引運賃」 → 「障がい者割引運賃」

#### ②適用対象者について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳の交付を受けている満12歳以上の方に  
加え、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の方に適用します。

※顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。また、ご搭乗日当日に手帳の有効  
期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。

#### ③介護者について

手帳区分にかかわらずご本人および同一便に搭乗される介護者の方(お一人様まで)がご  
利用いただけます。

以上

#### ■添付

別紙 プレミアム障がい割引運賃、障がい割引運賃の適用条件(2018年10月28日～2019年3月30日搭乗分)

■別紙 プレミアム障がい者割引運賃ならびに障がい割引運賃の適用条件(2018年1月16日～2019年3月30日搭乗分)

【2019年1月15日予約受付分まで】

運賃名称	予約期限	お支払い 期限	有効期間	予約変更	適用不可 期間	その他
プレミアム身体障がい者 割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	満12歳以上で、身体障害者手帳(第1種または第2種)、 戦傷病者手帳または療育手帳(航空割引印あり)の交付を受けている ご本人と一部の介護者*の方に適用します。
身体障がい者割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	* 第1種身体障がい者...ご本人と介護者1名に適用 第2種身体障がい者...ご本人のみ適用

注1: 予約日を含め3日以内。ただし、搭乗日2日前以降は搭乗予定時刻の20分前まで。

【2019年1月16日予約受付分以降】

運賃名称	予約期限	お支払い 期限	有効期間	予約変更	適用不可 期間	その他
プレミアム障がい者 割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	満12歳以上で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳(※1)の交付を受けているご本人と 介護者1名に適用します。
障がい者割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	

注1: 予約日を含め3日以内。ただし、搭乗日2日前以降は搭乗予定時刻の20分前まで。

※1: 顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。



## JALグループ、国内線運賃の一部変更を届出

2018年9月21日

JALグループは「身体障がい者割引」「身体障がい者特別乗継割引」の一部変更を決定し、本日、国土交通省へ届出しました。

概要は以下のとおりです。

- (1) 予約開始日 : 2018年10月4日受付分以降  
※2018年10月3日までの予約受付分については適用となりません
- (2) 対象運賃 : 「身体障がい者割引」「身体障がい者特別乗継割引」
- (3) 変更内容 : ①「精神障害者保健福祉手帳」への適用開始(等級に関わらず、本人および介護者1名まで適用)  
②「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳」については、種別に関わらず本人および介護者1名まで適用を拡大

以上

◇下記空港発着路線は、航空券ご購入の際に「旅客施設使用料」を航空運賃とともに空港ビル会社に代わって申し受けます。

料金額(1区間あたり) ( )は小児

羽田:290円(140円)、成田:440円(220円)、伊丹:260円(130円)、関西:430円(220円)、

新千歳:270円(140円)、仙台:230円(120円)、中部:310円(150円)、北九州100円(50円)